4－10　健康保険でかかれないとき

健康保険で治療を受けることのできる病気・けがは業務上あるいは通勤途上以外の病気・けが(私傷病といいます。)に限られます。つまり私傷病以外では健康保険を使用することができません。また、健康保険で治療を受けられる病気・けがとは医師が診療の必要を認める状態のものをいいます。このため単なる疲労や美容整形、正常な出産、健康診断等は、健康保険でかかることができません。

(1)病気とみなされないもの

かかれない場合	かかれる例外
○日常生活にさしさわりのない ソバカス・アザ・ホクロ、ワキガなど	○治療を必要とする症状のあるもの
○回復の見込みのない 近視・遠視・乱視・斜視・色覚異常など	○視力に変調があって医師に診てもらった時の診察・検査・眼鏡の処方せん
○美容整形手術	○やけど・けがの処置のための整形手術
○健康診断・生活習慣病検査・人間ドック・癌検診・歯科検診	○検診(当組合で実施している)の結果、治療が必要と認められた場合の治療
○予防接種	○感染の危険がある場合の破傷風・狂犬病・はしか・百日ぜきの予防注射
○正常な妊娠・分娩	○妊娠高血圧症候群・異常分娩など治療する必要のあるもの
○経済的な理由による人工妊娠中絶	○母体保護法に基づく人工妊娠中絶

(2)業務上や通勤途上の病気・けが

○業務上や通勤途上でおきた病気・けがは、労働基準法による補償や労災保険から給付を受けることとなり、健康保険ではかかれません。

(3)犯罪やけんか、泥酔などによる病気・けが

○次のようなときは保険給付の全部または一部が制限されます。

・故意の犯罪・事故
・けんか・泥酔・麻薬中毒による事故
・医者の診断や、当組合からの指示などに正当な理由がなく従わなかったとき
・詐欺その他不正行為によって保険給付を受けたり、受けようとしたとき
・被保険者が刑務所や少年院にいるとき

(4)差額を負担するとき

○新薬や新しい治療法など、医学的に価値が定まっていないものについても健康保険で受けられないことがあります。これらの保険で受けられない診療費の全額が自己負担となります。

・高度医療の技術料
都道府県知事の指定を受けた大学病院などは、研究・教育機関として高度な医療を行っており、保険の枠を超える部分は自費扱い(差額負担)とするしくみになっています。(補助人工心臓療法・インプラント義歯など)

・入院の室料
保険がきくのは一般病室に限られています。個室など条件のよい病室に入ると、一般病室との差額料金（差額ベッド代）を患者が負担します。

・歯の治療
健康保険で決められた範囲以外の材料を希望したときは、その歯科材料と決められた材料との差額分を患者が負担します。